

令和 3 年度

事 業 計 画 書

社会福祉法人 立田町社会福祉協議会

■基本理念 『誰もが心豊かに安心して暮らせるまちづくり』を目指します

■令和3年度基本方針 『地域共生社会の実現に向けたまちづくり』を進めます

新型コロナウィルス感染症の猛威は収まる気配をみせず、私たちの暮らしは常に危険と隣り合わせの状況にあります。人ととの接触をいかに減らすかが問われ、今までの様な地域福祉活動の推進が厳しい状況になりました。しかし、その様な状況下ではありますが、令和2年度、本会では地域の皆様とともに、『つながりを切らない、孤立させない、新たなつながり方』を模索してまいりました。令和3年度においてもこの姿勢は崩さず、住民が主体的につながり合い・支え合える福祉の町づくりに向け、地域福祉の推進に努めます。

現在、国では、制度や分野ごとの『縦割り』や『支え手』『受け手』という関係を超えて、地域住民や多様な主体が『我が事』として参画し、人や資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のあり方である『地域共生社会』の実現に向けた仕組みづくりを進めています。

本会においても『地域共生社会の実現』の仕組みづくりの一翼を担うべく、全国社会福祉協議会から示されている『社協・生活支援活動強化方針』を指針として、『あらゆる生活課題への対応』や『地域のつながりの再構築』に向けた取り組みを進めます。特に、『社協内部の連携強化による総合相談支援体制づくり』や『住民参加の促進と連携・協働の体制づくり』を図る為に、『連携・協働の場づくり（プラットフォーム）』や『ともに生きる力を育むことを目標とした福祉教育』に注力していきます。

複雑・深刻化する地域の生活課題に対応する社協の役割も大きくなっています。その期待に応えられる社協するために、社協の基盤強化、事業効果の向上を図る事を目的に策定された第1次基盤強化方針も2年目を迎えます。本計画を着実に進めることで、組織のガバナンス強化や適正な財政運営、働きやすい職場環境づくりを進めます。新型コロナウィルス感染症の蔓延により、社協の使命である人ととのつながりづくりがこんな状況ではありますが、離れていても心はつながりあえるよう社協活動の維持・向上を図ります。

■目 次

I 総務係（地域福祉） 事業計画	1
------------------	---

II 総務係（総務） 事業計画	9
-----------------	---

III あんしんセンター係 事業計画	13
--------------------	----

V 多機能型事業所くすの木作業所 事業計画	17
-----------------------	----

IV ケアプランサービス 事業計画	20
-------------------	----

VI 認知症対応型通所介護 在処よってければ 事業計画	21
-----------------------------	----

社会福祉法人 荏田町社会福祉協議会組織図(令和3年3月18日現在)



I 総務・地域福祉係（地域） 事業計画

地域共生社会の実現に向け、総合相談体制を構築していきます。様々な生活課題を把握するため、地域住民の日ごろからの「気づき」を大事にします。地域住民が「なんとなく気になる人」を早期に発見できるよう、「気づき」のための学習機会や見守り活動の強化を啓発します。また、「気づき」を基に、個別支援会議を開催し、解決に向けた方策を検討します。

1. 社協総合相談体制の構築

総合相談とは、本人等から窓口に直接的に寄せられる様々な生活課題の相談に対して、入口から出口までの一貫した支援を社会福祉協議会特有の機能、特性を生かして、問題解決と予防の地域を作る、地域共生社会の実現に向けた相談体制です。

【令和3年度 事業計画】

- (1) 社協総合相談体制の『フローチャート』を作成し目指す姿の明確化を図ります。
- (2) 地域支援検討会議において体制づくりに向けての検討を重ね『社内連携を強化』します。

2. 小地域福祉活動の充実

小地域福祉活動とは、行政区を活動範囲にそこに生活する住民が、地域の福祉問題を我が事としてとらえ、子供からお年寄りまで、また健康な人も病気の人も、障害のある人もない人も、共に安心して心豊かに、住み慣れた地域社会で生活できるような『福祉の力』と一緒に作りあげていこうとする活動です。

【令和3年度 事業計画】

(1) 見守り活動の推進

- ①『モデル地区』を選定し、地域住民の気づき力が發揮できる地域づくりを進めます。
- ②『モデル地区』で培われた進め方は他地区に波及していきます。

（2）ふれあいきいきサロン等交流活動の充実

①レクリエーション道具を活用した『屋外での活動』を促進します。

②『世代間交流』の促進をします。

（3）研修会などの開催

①『説明会』を開催し、福祉委員に対し活動の趣旨の理解を深めます。

※各推進地区からの依頼に応じて開催します。

②『懇談会』を開催し各地区の活動推進上の課題等の把握に努めます。

③『連絡会』を開催し、各地区の課題等の共有や次年度の方向性について確認します。

④『出前講演』の講演メニューを豊富にそろえ、地域における福祉教育に注力します。

⑤『オンライン』等映像機材を活用した研修会を開催します。

（4）推進地区の拡大

①『出前講演』を未実施地区で積極的に行い推進地区拡大を図ります。

②未実施地区的区長や民生委員等に『個別アプローチ』を行い、活動開始に向け検討を重ねます。

3. 見守りネットワーク活動の推進

地域から孤立が心配される方を、推進委員、福祉委員、ご近所の方、民生委員・児童委員、地域の関係者、専門機関と連携・協力し地域で見守る体制を作っていく活動です。見守りネットワーク協議会を設置し年に1~2回の会議を開催しています。会議では、各団体や機関等が、見守りに関する情報交換や情報共有を図っています。

【令和3年度 事業計画】

（1）『見守りネットワーク協議会』を開催し、各団体の見守り活動の状況や課題を共有し、

苅田町におけるより良い見守りの在り方について協議します。

(2)『支え合い会議』を各地区で開催し、地域生活課題の顕在化や対応の協議を行うと共にネットワークの構築に努めます。

(3)『個別支援会議』を開催し解決に向けた方策を検討し、地域の課題解決力の向上を図ります。

4. 地域福祉活動計画の推進

「地域福祉活動計画」は、誰もが心豊かに安心して暮らせるまちづくりを目指し、住民主体の福祉の町づくりを進めるための道しるべとなる計画です。現在の第4次苅田町地域福祉計画の計画期間は、2019年度～2023年度の5ヶ年です。

『地区福祉計画』とは、小学校区単位に策定された計画であり、住民が主体的に地域の課題やその課題解決に向けた具体的な取り組みを話し合い、地域福祉に参画し、地域の生活課題の解決に向けた仕組みづくりをまとめた計画です。

【令和3年度 事業計画】

(1) 地域福祉活動計画 推進状況の確認と次期計画に向けての検討

(2) 地区福祉計画の推進

5. 生活支援体制整備事業

「協議体」や「生活支援コーディネーター」の活動により、高齢者を支える地域づくりを進めます。また、それらの活動を通し、地域住民や関係機関等が連携し、日常生活問題の解決や支援体制の充実・強化を図ります。

【令和3年度 事業計画】

(1) つながり隊（協議体）の『機能強化』を図ります。

①『第2層つながり隊（協議体）』では、顕在化する『地域課題を協議』し、解決に結

びつける為の方策を検討し仕組みづくりを進めます。

②『第1層つながり隊（協議体）』では、第2層（小学校区）で解決が難しい地域生活課題を協議し、解決に結びつける為の仕組みづくりを進めます。

(2)『個別アセスメント表』の作成を行い、日常生活ニーズの把握に努め、町全域・小学校区・行政区・ご近所等での生活支援の体制づくりにつなげます。

(3)『地域アセスメント表』の作成を行い、地域資源の把握に努めます。

(4)『生活支援活動の担い手』の養成を目指し、虹の会会員増員や新たな活動の検討を行います。

(5)『つながり隊通信』を発行し、生活支援体制整備事業の広報・啓発の強化を行います。

(6)広報誌に『お宝情報』を掲載し、ご近所の何気ないつながりの重要性を周知します。

6. 居場所づくりと買い物支援の取り組みの推進

苅田小学校区をモデルに集会所を活用し、地域交流の場である居場所づくりと地域住民のニーズに合わせた買い物支援の取り組みを推進します。

【令和3年度 事業計画】

(1)『苅田小学校区つながり隊』の活動を支援し、若久集会所での開催を目指します。

(2)『住民ニーズの聞き取り』を行い、買い物支援・居場所作りの形を定着させます。

(3)『関係機関』との連絡調整を行います。

7.高齢者・障害者・子育て世帯への生活支援活動の取り組みの推進

移動サロンとは、近隣にスーパーマーケットや商店街がなく、車両を保有していないことから日常的な買い物が困難な方に対し、電気自動車を活用し、買い物の機会と他者との交流の機会を提供することを目的に実施しています。

ハンディキャップ貸出事業とは、身体に障がいのある歩行困難な方や歩行困難な高齢者へ福祉車両を貸し出し、移動手段を提供することによって社会参加などを促進しています。運転手の確保が難しい場合は運転ボランティアの調整をしています。

有償サービス虹の会とは、「困ったときはお互い様」の輪を広げることを目的に、日常のちょっととした「困りごと」を、会員同士の助け合い活動で解決していく活動をしています。

【令和3年度 事業計画】

- (1) ハンディキャップ貸出事業・移動サロン事業・有償サービス虹の会活動の広報啓発の強化による利用促進と利用者増加を目指します。
- (2) 個別課題や地域の状況を考慮した制度の狭間の方への『新たな取組』を検討します。

8. 福祉教育の推進

福祉教育は、人権教育を基本として成り立っており、多様性を認め合い「ともに生きる力」を育んでいくための事業です。地域が抱える課題が複雑・多様化している今日、住み慣れた街で誰もが安心してその人らしく暮らせる地域づくりのために大きな役割を担っています。

【令和3年度 事業計画】

- (1) 地域福祉セミナーの実施
 - ①『認知症啓発映画』の上映をオレンジフェスタにおいて行います。
- (2) 福祉入門教室の開催
 - ① S D G s 「持続可能な開発目標」の理解を促進する冊子を作成し啓発に努めます。
 - ②福祉啓発映画の上映を実施します。
- (3) 『YouTube』や『Facebook』等を活用した福祉教育を進めます。

9. 福祉教育推進校活動の充実

学校における福祉教育の実践には、それぞれの学校に掲げられた教育目標に照らし、福祉教育を展開することが必要です。その学習効果を高めるために社協が学校や専門職の方や地域の方々と協働し、地域全体で子どもたちの健やかな成長を支えるための事業です。

【令和3年度 事業計画】

（1）新しい生活様式での福祉教育実践

①これまで、福祉体験学習は児童やボランティアの方が密着するかたちでの体験が多く、密接な対策ができる『プリント学習』や『DVD学習』のプログラムの拡充に努めます。

10. ボランティアセンター活動の推進

ボランティアセンターでは、ボランティア活動に関する情報提供や相談、活動費の助成、各種講座の実施などを通じて活動の推進を図っています。また、ボランティアをする人とボランティア活動を必要としている人とのコーディネートし、ボランティア活動がスムーズに行われるよう支援しています。

【令和3年度 事業計画】

（1）災害ボランティアセンター設置運営訓練を実施します。

（2）徘徊 SOS 協力員活動への登録者を増やします。

（3）ボランティアフォローアップ研修を開催し、グループの横の連携強化や新たな活動の創造を目指します。

※令和3年度はオレンジフェスタへの協力を通じ連携強化等を図ります。

（4）夏休み子どもボランティア活動を開催します。

（5）社会福祉大会等でボランティアの顕彰を行います。

11.介護家族支援元気回復事業「元気回復サロン」の実施

在宅で要介護高齢者等を介護している家族に対し、介護から一時的に開放し、介護者の心身の元気回復を図るとともに、要介護高齢者等の在宅生活の継続及び生活の質の向上を図ります。

【令和3年度 事業計画】

- (1) 登録者増へ向けた広報啓発・内容検討を行います。
- (2) 専門機関職員による『ミニ学習会』を行います。

12.障がい者団体連絡会の活動支援

町内の5つの障害者団体（身体障害者福祉会・手をつなぐ親の会・ちょっと待っての会・cocolon・互交会）にて連絡会を作り、スポーツレクリエーション祭や行政との懇談会を行っています。活動を通じ、障がいの啓発や住バリアフリーな町づくりを推進しています。

【令和3年度 事業計画】

- (1) スポーツレクリエーション祭や懇談会等の団体の活動を支援します。

13.福祉団体の活動支援

高齢者や障がい者、その家族などを支える福祉団体に対して、活動費の助成や団体同士の交流促進、また新たな活動の開発などにより活動を支援します。

【令和3年度 事業計画】

- (1) 新型コロナ感染症予防に取り組みながらの活動推進について検討します。

14.ひきこもり当事者と家族支援

学校、アルバイトや仕事といった外との交流を避け、家庭にとどまり続けている状態（定義では6ヶ月以上）にある方とその家族が社会的に孤立しない為の支援を検討していきます。

【令和3年度 事業計画】

- (1) 先進地の視察を行い、よりよい進め方を研究します。

I 総務・地域福祉係（総務） 事業計画

安定した経営と組織づくりを目指し、法人事務局として人材育成や機能強化を図りながら、職員が安心して働くよう労働環境の整備を行います。また、広報のさらなる充実のため、社協だより「手をつなごう」等による効果的な発信を行います。

1.理事会・評議員会の活性化

理事12名・監事2名・評議員20名で、定期的に理事会、評議員会等を開催しています。

【令和3年度 事業計画】

(1) 地域で活動されている女性の理事会・評議員会への参加を促進します。

2.委員会活動の推進

6つの委員会を開催します。

- ①地域福祉委員会 ②財政基盤強化委員会 ③小地域検討委員会
- ④成年後見 ⑤社会福祉大会 ⑥くすの木作業所パワーアップ委員会

【令和3年度 事業計画】

(1) 地域福祉委員会にて、社協基盤強化方針の推進についての検討に注力します。

(2) 令和2年度まで行われていたくすの木作業所経営検討委員会をパワーアップ委員会に変更し、利用者の賃金向上や生活介護のプログラムの明確化を図ります。

3.社協基盤強化方針の推進

社協の基盤強化に向け、①地域福祉の中核としての在り方②社会福祉法人組織としてのガバナンス③財政の健全化④コンプライアンスと情報開示⑥社協会員加入率の増加の視点を念頭におき具体的な取組を進めます。

【令和3年度 事業計画】

(1) ガバナンスの強化や働きやすい職場環境づくりを目指します。

4. 社協会員の拡大について

「ふくしのまちづくり」を推進している社会福祉協議会の活動に賛同していただける町民の方々や団体・法人から会費をいただき、社会福祉協議会が取り組む事業の運営費と一部としています。社協の財政基盤が強化されると、様々な活動が展開できます。

【令和3年度 事業計画】

- (1) 企業会員拡大に向け趣旨への賛同が広がるよう企業訪問に努めます。

5. 資金管理(会計)の強化について

法人の財源や資金の流れの明確化を図り、規律ある財政運営を進めます。また、費用削減やコスト意識の徹底を図り、予算に対する職員の意識改革に努めます。

【令和3年度 事業計画】

- (1) 職員へのコスト意識の徹底を図ります。

6. 赤い羽根共同募金運動の推進

赤い羽根をシンボルとする共同募金は、各都道府県に設立された共同募金会が実施主体となって、毎年10月より募金期間が開始されます。社会福祉を目的とする様々な事業活動に幅広く配分されています。

【令和3年度 事業計画】

- (1) 振り込みによる募金等、多様な募金方法を検討します。

7. 社会福祉大会の開催

①社会福祉の増進②地域福祉の充実③ボランティアの奨励④福祉教育の充実⑤社会福祉・地域福祉の住民啓発⑥共同募金運動とふくしのまちづくり会員の推進⑦苅田町社会福祉協議会活動への理解を図る事を目的に開催しています。

※社協会員総会も兼ね開催しています。

【令和3年度 事業計画】

- (1) 新型コロナウィルス感染予防に努めながら開催できるよう検討します。

8.配食サービス

町からの受託事業である配食サービスでは、心身機能の低下などで調理が困難な65歳以上の高齢者に栄養バランスのとれた弁当を届け、配達時に安否確認を行います。また、町の配食サービスを利用できない方のためにも、社協独自の配食サービスとして、ふれあい配食を実施しています。

【令和3年度 事業計画】

- (1) 食の自立支援のために配食サービスを必要とする方が利用しやすいよう住民や地域福祉課、地域包括支援センター・や福祉事業所等と連携を強化します。

- (2) 配食システムの見直しを図り、事務処理における効率化に努めます。

9.SOS徘徊ネットワーク活動への協力

外出したまま帰宅できなくなり行方不明になったり、最悪の場合、人命に関わることもある徘徊による事故から守ろうと「苅田町徘徊高齢者等SOSネットワーク事業」があります。苅田町社会福祉協議会はメール協力員を募り、この事業を支援しています。

【令和3年度 事業計画】

- (1) メール協力員の活動の周知に努め、活動への協力者を増やします。

10.広報啓発の強化

社協だより「手をつなごう」は、年に11回（1・2月は合併号）毎月10日に発行されており、町内各世帯、関係機関に配布されています。社協事業の紹介やボランティア団体の紹介などを掲載しています。

オンラインを活用した広報とは、動画サービス「YouTube」において苅田町社会福祉協議会のチャンネルを新たに作成し情報発信に努めます。

【令和3年度 事業計画】

- (1) 社協便りの作成においては、見やすい・分かりやすい編集を心がけます。
- (2) YouTube のチャンネルを新たに開設し、広報紙に掲載できなかった情報などを発信していきます。
- (3) 新たな情報発信のツールを研究します。

11.職員が働き方やすい職場環境づくり

職員のモチベーションの向上及び組織活性化を促進します。

【令和3年度 事業計画】

- (1) リモートワークを導入します
- (2) 障害者差別、新型コロナウイルス感染症への偏見や差別、生活困窮、部落差別、ヘイトスピーチ等についてより詳しく学び、自他の尊厳を守るための研修を行います。

12.自主財源の確保

収益事業として、レストラン営業や自動販売機の設置、葬祭仲介、切手類やバザー品の販売等を実施します。

【令和3年度 事業計画】

- (1) レストラン営業等の効率化を図り、自主財源の確保に努めます。

III あんしんセンター係 事業計画

特例貸付から見えてきた生活上の困りごとは、生活の維持そのものに関わってくる。各事業の支援範囲に留まらず幅広い資源を活用し、総合的な支援を行う。その為にも現状課題を共有し、既存のネットワークについては連携を強化していく。

1. 権利擁護に関する取り組みの強化(重点目標)

日常生活自立支援事業とは、日常生活を営むうえで支障がある方に対し、住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、利用者との事業契約に基づき、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を通して見守り支援をする。

法人後見事業とは、認知症及び障害等による判断能力の低下で、サービス等の契約や財産の管理が困難な方に対し、成年後見制度により法人が選任を受ける事で、安心・安全に生活できるよう法的に保護し、支援する。日常生活自立支援事業から法人後見へと橋渡しされるため、切れ目ない支援を継続する事ができる。

【令和3年度 事業計画】

- (1) 関係機関との情報共有の場を設定し、日常生活自立支援事業の利用や他制度の活用について協議します。
- (2) 日常生活自立支援事業の利用から成年後見制度へつながるよう、関係機関と連携します。
- (3) 中核機関と連携し、成年後見制度の相談や周知に努めます。

2. 総合相談体制に向けての仕組み作り(重点目標)

地域生活上の多様なニーズに対応していくために必要な視点を持ち、相談の背景にある複合的・複雑化した課題の見立てを、関係機関や地域のインフォーマルネットワークと情報共有しながら行う。

【令和3年度 事業計画】

- (1) 地域支援検討会議を月1回開催し、個別支援の実践について検討の場を設け、相談技術を高めます。
- (2) 電話や対面（個別面談）での相談だけでなく、インターネットを活用したSNS相談に取り組みます。
- (3) 多様な問題を抱えるケースについて対応できるよう、それぞれの問題に応じた関係機関とのネットワークを構築していきます。
- (4) 社協の機能や特性を活かして、相談体制の仕組み作りができるように展開していきます。

3. 障害者相談支援事業の充実

障害のある人やその家族からの相談に応じ、本人が希望する生活ができるよう、福祉サービス等の情報提供、利用支援を行う。また関係機関との連絡調整を図り、ケアマネジメントを行う。

【令和3年度 事業計画】

- (1) 関係機関と情報共有を図りながら、利用者のニーズに応じた支援を行います。
- (2) 自立支援協議会や事例検討会へ参加し、相談支援の質の向上に努めます。

4. 社会福祉法人連絡会の充実

高齢、障がい、子どもの各分野で事業を運営する社会福祉法人が、専門分野の知識や経験を活かして制度の狭間の問題や複合的課題に対応できるよう連携・協働し、誰もが安心して暮らせる地域となるよう活動する。

【令和3年度 事業計画】

- (1) 年3回幹事会を設け、地域支援検討会で把握した課題等について共有し、当会でできる事を検討します。
- (2) ふくおかライフレスキュー事業を支援ツールとして活用する。支援状況や結果について

は当会で共有します。

5. ふくおかライフレスキュー事業の取り組み

既存の制度で対応できないニーズ、地域課題を抱え、生計困難に陥った方等への支援について、事業を実施するために設置された社会福祉法人福岡県社会福祉協議会のふくおかライフレスキュー基金を活用し、生活が安定するために必要な最低限の費用を経済的に支援する。

【令和3年度 事業計画】

- (1) 対象者との面談を実施し、生活困窮状態についてアセスメントする。相談支援を継続するうえで必要な情報を関係機関と共有し、生活再建に向けて連携します。
- (2) 関係機関からの相談に応じ、他法・他制度による支援について検討したうえで、当事業の対象となるか生活状況を把握します。

6. エンディングプラン事業

身近な親族がなく、苅田町近郊にお住いの方を対象とし、明確な契約能力を有する高齢者の方が、安心して在宅生活を送れるよう事前に預託金を預かり、葬儀のサービスや見守りサービス、必要に応じて入退院のお手伝いなどを行う。

*今年度は事業休止

7. 心配ごとなど各種相談事業

各種相談事業（心配ごと相談、法律相談、終活相談、相続・成年後見・多重債務相談）を定期的に行い、地域住民の悩みや不安の軽減を図り、安心して暮らせる地域づくりを目指す。

【令和3年度 事業計画】

- (1) 相談内容から地域住民のニーズを把握し、必要に応じて専門機関や福祉サービスに繋げます。

8. 生活福祉資金の貸付

低所得者、障害者又は高齢者世帯に対し、資金の貸付けと必要な援助指導を行うことで、その経済的自立及び生活意欲の助長を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とする。新型コロナウイルス感染症の影響が長期化しており、休業や失業等で生活資金にお困りの方に對しては特例貸付、継続支援を実施する。

【令和3年度 事業計画】

- (1) 自立相談支援事務所と情報共有し、役割を分担して支援の強化を図っていきます。
- (2) 特例貸付後の相談について、ライフレスキュー事業や食糧支援など活用し、継続支援をします。

IV 多機能型事業所くすの木作業所係 事業計画

利用者の自立した生活を目指し、「地域で働きたい」「地域で豊かに安心して暮らしたい」という願いを実現します。

コロナ禍にあってコロナ感染防止に努め、訓練プログラムの工夫をはかり、日常生活訓練や創作的活動と生産活動を提供し、日常生活訓練と福祉労働を通して社会参加を積極的に行い将来、個人の自立に向けた支援事業を推進します。

1. 多機能型事業所 くすの木作業所

多機能型事業所とは、2つ以上の事業を一体的に行うことであり、くすの木作業所では就労継続支援B型事業と生活介護事業の2つの事業を一体的に行っています。

【令和3年度事業計画 ※多機能型事業所（就労継続支援B型・生活介護共通）】

（1）利用者のニーズを把握し、達成感のあるサービスの提供をします。

- ①個別支援計画に基づいたサービス提供を徹底します。
- ②サービスの選択肢を増やすよう努めます。

（2）職員人材育成・資質の向上

- ①虐待を疑われるような行為のない職場環境を築きます。
- ②ミーティング時やヒヤリハット等を活用し、報告・連絡・相談の徹底を図ります。

2. 就労継続支援 B型

就労継続支援B型では、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことが出来よう、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会を提供します。

【就労継続支援B型 令和3年度事業計画】

(1) 安定した健全施設経営の為に利用者数や利用率の向上を目指します。

- ① 1日の利用率、95%を目標とします。
- ② 利用者の募集活動を強化するため、特別支援学校の実習生を積極的に受け入れ、施設の良さを感じてもらい利用に結び付けていきます。
- ③ 社協たよりに取り組みを掲載し、身近な存在として感じてもらう努力をします。

(2) 利用者の工賃アップを目指し、菓子製造に注力します。

- ① 毎月の売り上げ目標60万円を達成します。
- ② パンフレットを多くの方に届け、お菓子の売り上げ増につなげます。
- ③ 利用者の菓子製造技術の向上を目指します。
- ④ 菓子製造販売会議にて、菓子製造販売の安定した需要と供給を確立します。
- ⑤ 年間計画をたて時期に合わせた商品（ロールケーキ・ガトウショコラ・ラングドシャ）をフェアーとして販売します。
- ⑥ 販売拠点を増やします。
※令和2年度現在、社協窓口・レストラン「夢の木」・福祉会館にて販売。
ショッピングとして JA. スーパーASO. コンビニ. ルミエール. 北九州空港にて販売。

(3) 施設外就労の充実

- ① 施設外就労に従事できる利用者が増えるよう働きかけます。

3. 生活介護

生活介護では、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことが出来よう、排せつ及び食事の介護、創作活動又は生産活動の機会を提供します。

【生活介護 令和3年度事業計画】

(1)生活介護のプログラムの充実を図ります。

- ①全体で一つのプログラムを行い、他社との協力し楽しむ活動を提供します。
- ②継続的に体を動かすことで、体の機能維持や健康を意識した活動を提供します。

(2)利用者のニーズを取り入れ個別支援計画書の作成をします。

- ①相談支援事業所と定期的に相談会議及び連絡調整を行います。
- ②6ヶ月毎にアセスメントとモニタリングの作成を行います。
- ③利用者・家族の思いや願いを大切にします。

(3)日中生活介護の充実したサービスを提供します。

- ①送迎・給食サービスを提供します
- ②利用者のニーズを取り入れたレクリエーションの計画と実施をします。
- ③屋外活動の移動の支援をします。

(4)創作的活動や生産活動を提供します。

グループ活動

- ①外出活動を提供します。
- ②風船バレーで 協力し体を動かす場を提供します。
- ③スポーツレクリエーションを計画 提供します。

個別活動

- ①絵画、ちぎり絵、模写、読書、パズルを提供します。
- ②ストレッチ、散歩を提供します。

IV 居宅支援事業所 ケアプランサービス係 事業計画

2021年4月に介護保険の改正が行われます。改正のポイントとなる公正中立なケアマネジメントの確保や医療との情報連携に注力していきたいと思います。

【事業概要】

居宅介護支援事業所では、利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、ケアマネジャーが、利用者の心身の状況や置かれている環境に応じた介護サービスを利用するためのケアプランを作成し、そのプランに基づいて適切なサービスが提供されるよう、事業者や関係機関との連絡・調整を行います。

【令和3年度 事業計画】

(1) 地域への広報活動・介護保険の理解促進に努めます。

ふれあいいきいきサロンへ出向き地域住民への介護保険制度の理解促進、居宅介護支援事業所の役割の周知に努めます。また、社協広報誌手をつなごうに、介護保険相談窓口であることを掲載し相談しやすい環境づくりに努めます。

(2) 特定事業所加算算定事業所としての役割を遂行します。

研修会に出席して自己研鑽に励み、また他事業所と共同による事例検討会を開催し資質向上に努めます。また、町内他事業所の主任介護支援専門員との連携を図り、地域の介護支援専門員の抱える課題・地域課題に対してバイザー的機能を強化できるように努めます。

(3) 自立支援を目的に適切なケアプランの作成

IV 認知症対応型デイサービス 在処よってけばあ係 事業計画

住み慣れた地域で生活が続けられるように、認知症の進行予防、意欲向上に努め、個人を尊重し、その人にあった専門的なケアを提供し、安心して過ごしいただけるよう支援します。

【事業概要】

デイサービスでは、認知症である利用者が可能な限り在宅で、その有する能力に応じ自立した日常生活を送れるよう、生活機能の維持又は向上を目指すと共に、社会的孤立感の解消や心身機能の維持、並びに利用者家族の負担軽減を図ります。

【令和3年度 事業計画】

(1) 職員の専門性と資質の向上（重点目標）

認知症があってもその人らしく過ごせるよう、認知症の進行に伴う不安や苦痛を受けとめます。また、気持ちに寄り添う介護が出来るよう専門職として自己研鑽に励むと共に、研修への参加や資格取得を奨励し資質や技術の向上を図ります。

(2) 地域との交流の促進（重点目標）

ふれあいきいきサロンに利用者と共に参加し、地域の方々との交流の機会を増やします。在処においては、認知症についての講座等を開催し、相談や心配事を打ち明けやすい環境づくりに努めます。

(3) 家族介護支援の強化（重点目標）

家族が介護について一人で抱え込まない様に、認知症についての理解や対応の仕方、問題点などについて話しやすい場を提供していきます。

(4) 新型コロナウイルス感染予防、環境の整備